提言

産業医・産業保健スタッフの役割

医療の専門家または第三者の立場から話題を提供して意見交換を促す

ジャトコ株式会社 人事部門付 統括産業医 西賢一郎

働く人々が安全で快適・健康に働くことができる対策を事業主に講じることを目的として、1972年（昭和47年）に労働安全衛生法が制定されました。その第3条には事業者の責務として働きやすい職場環境をつくることや労働条件の改善を通じた労働者の安全と健康を守ることを掲げています。労働者にも労働災害を防止するため、必要な事項を守ることや事業者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めること（第4条）とされています。つまり、労働災害防止の取り組みは労使が一体となって行う必要があります。そのため、安全衛生に関する事柄について労使が意見交換する機会として、安全委員会や衛生委員会等が設置されています。委員会では、労働者の危険や健康障害を防止するための基本対策（労働災害の原因及び再発防止対策等）などの重要事項などについて、労働者の意見を反映させるよう十分な調査や審議を行います。審議をした結果は事業者に意見として述べられ、事業者は各種活動を行っていくことになります。

本稿では、私たちが安心安全に仕事ができるよう、産業医や産業保健スタッフ（看護職、衛生管理者など）が委員会をより効果的に機能させるための役割や方法をご提案します。

安全衛生活動における産業医・産業保健スタッフの役割

安全衛生活動（管理）において、産業医や産業保健スタッフは働く人々の健康確保のために必要な専門知識を持ち、事業者（職場の管理者）への助言・指導や働く人々への対応などを実践する立場にあります。

労働安全衛生法制定当時は粉じんや化学物質などの作業に起因する職業病対策が主に行われていました。こうした問題は作業環境が良くなることで少なくなり、一方で生活習慣が影響する病気（高血圧など）が大きな課題となってきました。仕事をすることによって悪化する作業関連疾患、過重な負荷での脳・血管疾患による過労死等への対策、ストレスによるメンタルヘルス不調の問題など、働く人々を取り巻く健康課題は多様性を見せています。産業保健活動の主体は事業者ですが、実際の対応に当たる産業医や産業保健スタッフの役割や重要性はますます大きくなっています。

法的にも、2019年（平成31年）4月の働き方改革に関連した労働安全衛生法などの法改正により、産業医や産業保健スタッフの権限が強化されました。その一方で、産業医は「労働者の健康管理などを行うのに必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければならない」という、働く人々の健康確保のために必要な新しい知見や専門知識を常に更新して対応する理念規定も創設されました。そのため、日本産業衛生学会等の学会や関係する研修会に参加し、書籍を読むなど自己研鑽をしっかり行う姿勢が求められます。これらから得た知識を職場において十分発揮することにより、産業医や産業保健スタッフの存在意義はさらに高まるでしょう。

産業医・産業保健スタッフの関わり方による委員会の変化

安全・衛生委員会は月1回の頻度で労使の代表が職場の安全衛生に関する問題について意見を交わし審議する機会で、産業医もそのメンバーとして出席が求められます。委員会で審議された事項を元に、事業者はその問題について対策を講じます。しかし、委員会によっては、労災事故や健康管理の情報など報告事項を伝えるだけで、職場の問題について議論がなされないケースも見られます。そうなると委員会が形骸化し、マンネリ化につながってしまいます。それを避けるためには、産業医や産業保健スタッフが毎回出席し、職場の課題に関して議論すべきことや季節に応じた健康に関する話題提供をすることが大切です。それにより、出席者の意識変化を促すことに

もつながります。

2022年（令和4年）5月31日に公布された労働安全衛生規則等の改正では、新たな化学物質規制の制度の導入が行われ、衛生委員会の付議事項に「化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うこと」が追加され義務付けられました。化学物質の自律的な管理には一定の専門性が必要であり、事業場内外に人材を確保することが望ましいと言えます。産業医は、化学物質の健康影響に関する医学的な知識を持つ専門家とみなされ、化学物質の自主管理に積極的に関与することが求められます。ただ、化学物質の有害性情報は働く人々をその健康障害から守るために有益であるものの、一般には理解しづらい専門用語も少なくありません。たとえば、発がん性物質や生殖細胞変異原性物質といった用語は、健康影響の意味の理解が容易ではありません。そうした用語を正しく理解して確実な管理を実施できるように、産業医等は支援する必要があります。委員会の場で対策を審議するうえでも、専門家との連携により正しい知識を共有することが可能になります。そうすれば、健康障害を及ぼす化学物質を取り扱う作業者の不安感にも対応できるリスクコミュニケーションも可能となり、専門家が関わり協働することで、委員会はその役割をさらに発揮するでしょう。

委員会がより効果的に機能するために

委員会の活動がより効果的に機能するため、産業医や産業保健スタッフに期待される具体的な取り組みをいくつかご提案します。

(1)定期健康診断

定期健康診断の実施後、産業医や産業保健スタッフは事業場において集計した結果を委員会に報告事項として提出します。この際に結果を紹介するだけでなく、その結果が生じた背景などについて出席委員と意見を交わすことができれば、事業場の健康課題が明確になることがあります。たとえば、新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言による行動自粛を求められた後に実施した健康診断では、BMI25以上の肥満者が増え、血圧が高くなり、脂質や糖代謝異常を認める人が多い傾向にありました。産業医の私は、受診結果を取りまとめ、前年と比較しての集計を行って委員会の場に情報提供をしました。その結果を見ながら、事業者から「行動制限や海外との行き来が停止したことにより業務量が減少したことで身体活動量が低下したのではないか」という意見や、労働者から「外出する機会が少なくなり、個々が感じるストレスが増え、その解消のために飲食量が増えている傾向がある」といった意見を引き出しました。労使双方からの情報で健診結果の背景がより明確になり、自宅でできる体操や食事のとり方、ストレスの解消法など、産業医や産業保健スタッフから状況に合った話題を提供することが可能になりました。

(2)過重労働対策

過重労働対策では、高負荷勤務者（時間外労働が長いなど）からの報告によって、業務の繁忙・閑散の影響を直接感じることができます。委員会の長は事業場のトップが担当するケースが多いため、責任者に過重負荷のかかる職場の現状を伝えることができます。産業医等が面接指導した場合は、個々の状況だけではなく、過重負荷のかかる職場の状況について面接内容から推測される業務の問題点を第三者視点でコメントすることが可能です。特定の人物しか業務の進捗や進め方について把握できていないなど、業務の属人化による過重負荷が生じている場合は、負荷の平準化に向けてどのような対策を打つことが効果的か、労使が意見を交わすことになります。これにより、責任者の気づいていないことが認識可能となります。

(3)メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策においては、不調による休業者がどの程度いるかといった情報を委員会の場で報告する事業場もあります。私は休業者数

Profile

にし・けんいちろう

2003年産業医科大学医学部卒業。内科研修終了後、新日本製鐵株式会社（当時）君津製鐵所で産業医修練。産業医科大学産業生態科学研究所労働衛生工学研究室での産業医学専門の卒後修練を経て、2008年東芝機械株式会社（当時）沼津本社産業医。2013年4月より現職。
博士（医学）、産業医科大学産業生態科学研究所産業衛生准教授。専門は産業医学、労働衛生工学、産業ストレス、総合内科。日本産業衛生学会産業衛生専門医・指導医、社会医学系専門医・指導医、労働衛生コンサルタント（保健衛生）、日本内科学会認定内科医。日本産業衛生学会評議員、同東海地方会理事、日本産業ストレス学会理事（2017年度学会大会長）、産業医学推進研究会会長を歴任。

の増減だけを議論することは好ましくないと思いますが、休業の背景について、個人を特定できない形で産業医や産業保健スタッフからコメントすることは、労使間でその状況をどのように解決するのが良いかの意見を交わすきっかけとなります。たとえば、人手不足で応援に行った人が新しい環境になじめず孤独を感じ、どこにも相談できずに不調を起こした場合や、新任の役職者が職場において自分の立ち位置がわからなくなり、それを悩んで不調を起こした場合などの背景があるかもしれません。また、ストレスチェックを行った場合は、高ストレス者に対して面接指導を実施することや集団分析結果による職場の状況を産業医や産業保健スタッフから説明し、職場環境改善にどのように取り組んでいるかといったことを話題にあげることで、出席委員にメンタルヘルスの問題を認識してもらう機会となります。

このように、委員会の場で産業医や産業保健スタッフが医療の専門家として第三者的立場で意見を述べることは、出席委員に現状を正しく理解してもらうことにもつながり、職場の課題を正しく把握し議論が進むことにつながります。

また、どのタイミングでどのような資料を提示して話題提供するのか、委員会事務局と事前に相談して調整しておけば、よりスムーズな報告や審議が可能となります。産業医が嘱託で訪問回数の少ない場合は、事務局から衛生に関しての話題・資料を事前に提示して産業医の意見を求めておいたり、産業医が出席できる日程に委員会を開催するなどの配慮をしたりすると、委員会はなお活性化するでしょう。看護職が常勤の事業場では、看護職が委員会メンバーとして毎回出席し、産業医が欠席の場合に意見を代弁するようにする方法もあります。

私は専属産業医ですので、毎回委員会に出席し議論にも関わります。

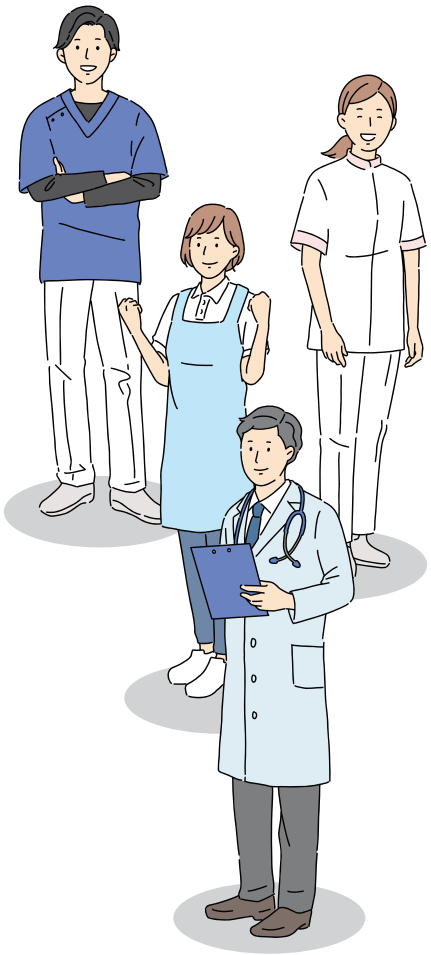

報告事項や審議において医師としての見地から意見することもありますが、労働災害など職場で起こった問題に対しては第三者として客観的にコメントします。そのため出席委員から、「先生がいると場がピリッと引き締まる」とよく言われます。こうした影響は私の存在意義につながるとともに、委員会で労使が真剣に議論できるきっかけになると思います。

多職種共働

産業保健活動をチームで行うことは言うまでもありません。産業医や産業保健スタッフが一人でできるわけではなく、事業場の担当者、職場の役職者の方々と連携してはじめて成立します。これは逆も然りで、職場の安全衛生活動を進めるにあたり、事業場の衛生管理者や安全衛生の担当者は産業医や産業保健スタッフと連携し、安全・衛生委員会の場で意見を求め、対策を実行する際には助言や指導を受けながら進めていくことが大切です。そのためには、日頃からコミュニケーションを図り、お互いを知っておくことがとても重要です。コミュニケーションのないまま急に話題をふられてもどのように返事をしてよいかわかりませんし、日頃からの信頼関係が構築されていると困ったときに相談しやすくなります。

一方で、「産業医の先生にこの問題について意見を伺いたいのだけれど『わからない』と言われ、どのようにすればよいか困っている」という話もよく聞きます。残念ながら、産業医の知識と技量には個人差があります。ただ、「このような現状があって、職場が何に困っている」ということをわかりやすく伝えることができれば、たとえ適切な回答を得られないとしても、何らかのヒントになるコメントを引き出すことは可能だと思います。

出席する委員や事務局担当者の心得

安全・衛生委員会が機能するかどうかは、出席しているメンバーがいかに発言するかということに尽きると思います。出席していても発言がなく黙っているケースは、多くの委員会で見られる光景だと思いますが、委員会は職場が働きやすい環境にするための意見交換の場です。業務の時間を割いて出席しているのですから、出席する一人ひとりの発言機会をつくることが肝心です。もし委員会事務局が司会を担当するのであれば、出席者にコメントを求める機会をつくり、各委員の考えていることを引き出すことから始めていくのがよいでしょう。

私が委員会の立ち上げから関わっている会社においては、当初は出席委員が何をコメントしてよいのかわからないまま終わってしまうことがありました。そこで、法律の枠にとらわれず働いていて困っていることや気になることを一つでもいいので次回の委員会で話題に出していただくようにお願いし、委員会開催時に一人ひとりに発言を求めました。そうして1年くらい経過すると、さまざまな意見が出るようになりました。意見が出ることで職場の問題が見えるようになり、他の委員も「そのようなことを言えばよいのか」とわかって発言が進みます。このように、安全衛生活動では長い目で改善を図ることが重要です。委員会は労使が意見交換（審議）をする機会ですので、意見が出ない委員会ではなく、意見が出る委員会にすることを心がけることが大切です。

新型コロナウイルス感染症の影響と今後の委員会開催

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、人との接触を避けることが求められる状況下では、同じ会議室内で参加者が顔を合わせて議論することが難しい場合もあります。そうした場合は、委員会を情報通信機器などを用いたオンライン開催とすれば、感染リスクを減らすことに有効です。すでにオンライン開催ニーズも高まっていますが、それまで顔を合わせて議論していた会議をオンラインで実施することは、インターネット環境や情報機器の配備、利用方法の理解、情報漏洩が防げる空間の確保等、今までにない主催者・参加者への負担があり、戸惑いが生まれるでしょう。

2020年（令和2年）8月27日付の厚生労働省労働基準局発出「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第17条（安全委員会）、第18条（衛生委員会）及び第19条（安全衛生委員会）の規定に基づく安全委員会等の開催について」の通達においては、オンライン開催を行ううえでも対面により安全委員会等を開催する場合と同様に、その場で委員相互の円滑な意見交換が行われることが求められています。音声通信による開催やチャット機能を用いた意見交換による開催を行う場合は、必要な資料を確認しながら意見交換できる環境を整えておくことになります。

安全・衛生委員会には労働環境に関する議題も多く含まれ、委員同士が顔を合わせて議論することが大切なこともあります。ただ、新型コロナウイルス感染症の影響で働き方が変わり、在宅勤務が進みました。また、台風や地震など自然災害等の不測の事態が発生したときにも、オンライン会議は効果を発揮するでしょう。対面会議の良さとオンライン会議の良さの双方を取り入れたハイブリッド形式での会議開催手段は、今後も活用されるものと考えます。産業医や産業保健スタッフにもITに慣れない方がいるでしょうが、会議のみならず、日常業務においてもオンライン会議を活用するなどして、いざという時に使えるようにしておける状況をつくっておくことが大切です。オンライン会議ならその場ですぐに情報提供が可能になるため、委員会のマンネリ化を防止することにつながると考えます。

〈参考資料〉（HPは2023年1月20日アクセス）
- 益田和幸、西賢一郎　目指せ！マンネリ委員会から役立つ委員会へwith/afterコロナの安全衛生委員会活動　産業保健と看護 14巻1号、6-12 メディカ出版 2022
- 西賢一郎　リモートワーク時代の産業保健活動　特集4コロナ禍以降の安全衛生委員会活動の進め方 産業保健21 第110号 10-11 労働調査会 2022.10
- 加藤憲忠　How to 産業保健No,4生きた安全衛生委員会の運営のために 増補版 産業医学振興財団　平成28年5月25日　増補版発行（初版：平成23年12月2日）
- 加藤憲忠ほか　実践安全衛生委員会の実務Q&A 産業医学振興財団　令和4年10月28日
- 労働衛生のしおり　令和4年度　中央労働災害防止協会　2022.8
- 安全委員会、衛生委員会について教えてください。厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/faq/1.html
- 情報通信機器を用いた労働安全衛生法第17条、第18条及び第19条の規定に基づく安全委員会等の開催について　基発0827第1号令和2年8月27日 https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/content/contents/000706713.pdf